

新型インフルエンザガイドライン概要集

新型インフルエンザ専門家会議

平成 19 年 3 月 26 日

新型インフルエンザ(フェーズ4以降)対策ガイドライン全体概略図

新型インフルエンザ対策本部設置

水際対策：国外からの流入を阻止

入国者への検疫強化（検疫ガイドライン）

有症者・・・感染症指定医療機関に停留
 無症状者・・・スクリーニング(質問票・サーモグラフィ)
 →濃厚接触者・・・(通常の)医療機関に停留
 →その他同乗者・・・健康監視(外出自粛、健康状況報告、マスク配布等)

医療対応

社会対応

新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会設置

症例の早期発見：一刻も早い対応のために

疑い症例報告システムの確立
 (サーベイランスガイドライン)

発生初期の対応：状況把握と拡大防止

患者の接触者調査
 (積極的疫学調査ガイドライン)

発症予防のためのタミフル予防投与
 & 薬剤以外による感染防御策
 (早期対応戦略)

医療としての対応：拡散前に抑え込む

「発熱外来」の設置と医療機関での隔離
 (医療体制に関するガイドライン)

医療機関での検査
 (医療機関における診断検査ガイドライン)

院内感染対策
 (医療機関における感染対策ガイドライン)

(ワクチン接種に関するガイドライン)

(抗インフルエンザウイルス薬
 に関するガイドライン)

社会での対応：拡散防止に努める

企業等での対応
 (事業者・職場におけるガイドライン)

家庭等での対応
 (個人及び一般家庭・コミュニティ
 ・市町村ガイドライン)

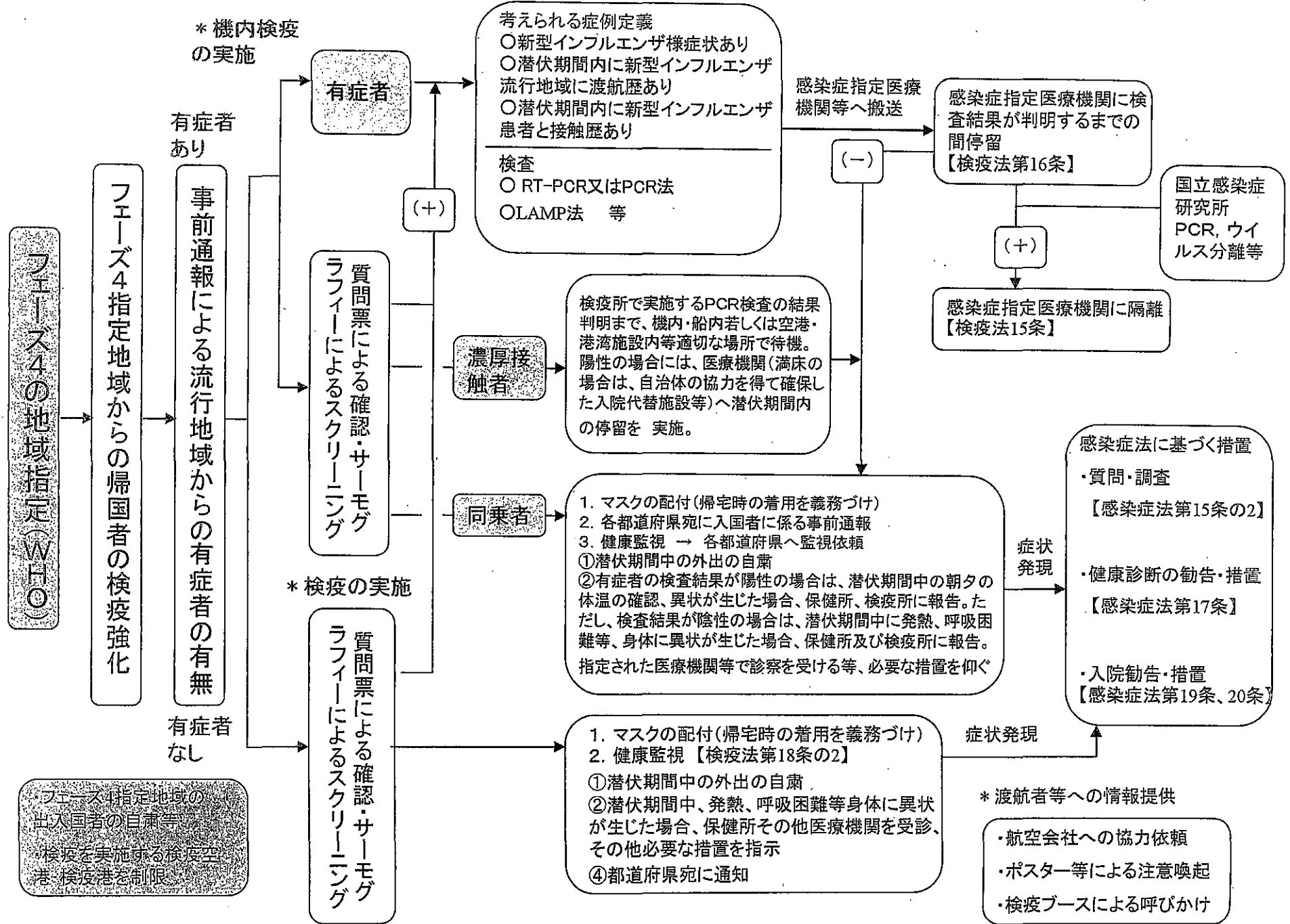
リスク・コミュニケーション
 (情報提供・共有に関するガイドライン)

死亡した場合の対応

遺体の適切な取扱い
 (埋火葬の円滑な実施
 に関するガイドライン)

フェーズ4A～

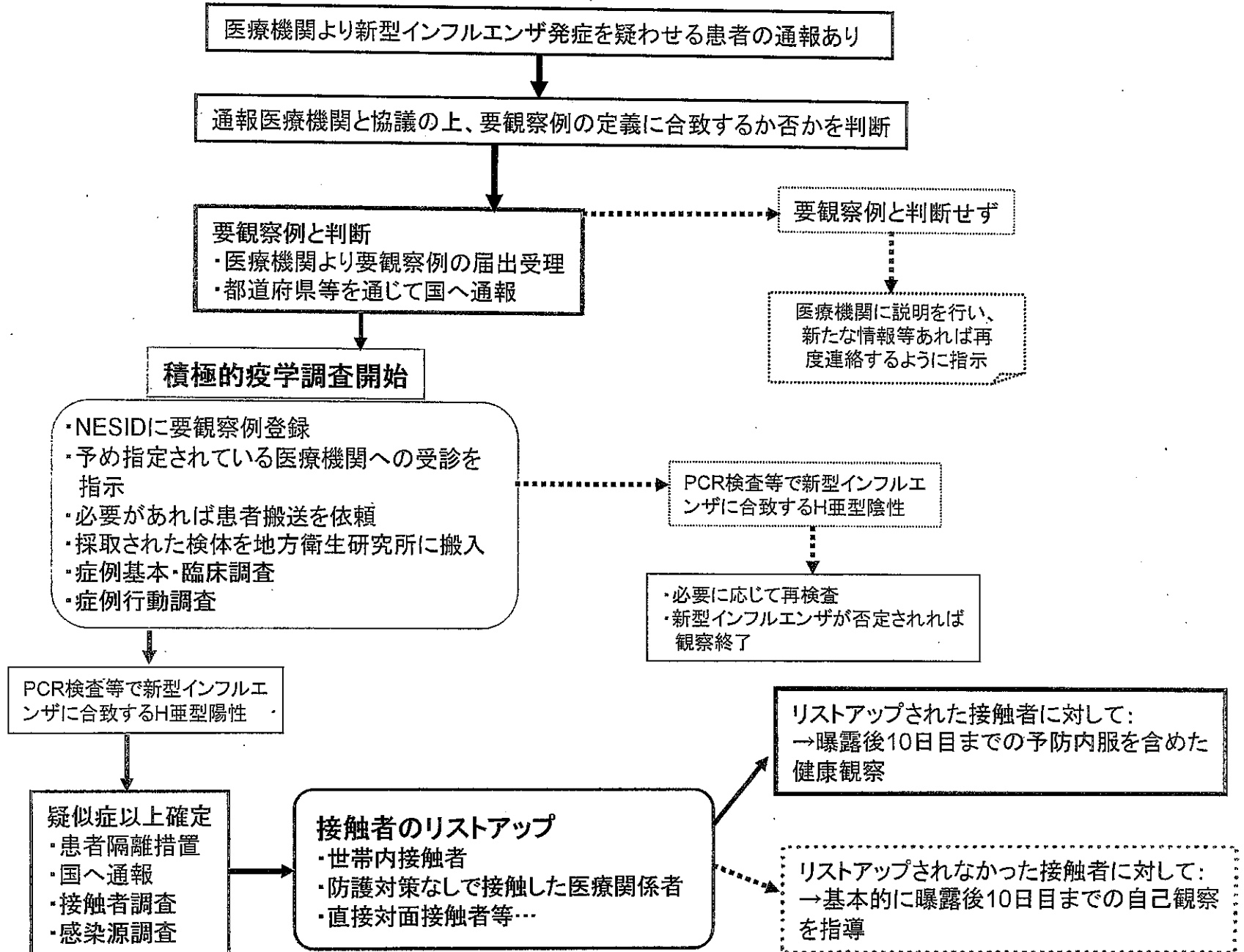
新型インフルエンザの検疫対応



新型インフルエンザ対策(フェーズ4以降)におけるサーベイランスガイドライン(概要)

名称	疑い症例調査支援システム	外来受診時症候群サーベイランス	入院時肺炎症候群サーベイランス	クラスターサーベイランス	パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス	パンデミック時死亡数迅速把握システム	予防接種副反応迅速把握システム	ウイルス学的サーベイランス	臨床情報共有システム
収集対象情報	患者基本情報、検査依頼・結果、行動履歴、接触者情報、接触者健康管理	年齢群別38度以上の発熱及び呼吸器症状を呈する外来患者数	入院時に肺炎症状を呈する患者	疫学的なリンクがある類似の症状を呈する3人以上の患者の存在	年齢群別38度以上の発熱及び呼吸器症状を呈する外来患者数	総死亡者数	接種日、ロット番号、症状等	抗原性、遺伝子型、薬剤耐性等	死亡率、副作用、耐性
入力機関	保健所・地方衛生研究所・国立感染症研究所	指定外来医療機関	内科・小児科病床を有する全医療機関		指定外来医療機関	保健所	全予防接種実施医療機関	地方衛生研究所・国立感染症研究所	指定外来医療機関
実施期間	フェーズ3A～早期対応停止	フェーズ4A～早期対応停止	フェーズ4A～早期対応停止	フェーズ4A～早期対応停止	早期対応停止～フェーズ6B終了	早期対応停止～フェーズ6B終了	予防接種開始～予防接種終了	フェーズ3A～フェーズ6B終了	フェーズ4B～国の終結宣言
使用システム	NESID疑い症例調査支援システム	NESID症候群サーベイランス	NESID症候群サーベイランス		NESID症候群サーベイランス(外来受診時症候群サーベイランスと同じ)	NESIDインフルエンザ関連死亡迅速把握システム	NESID症候群サーベイランス	NESID症候群サーベイランス(NESID疑い症例調査支援システム)	

新型インフルエンザ積極的疫学調査ガイドライン(概要)

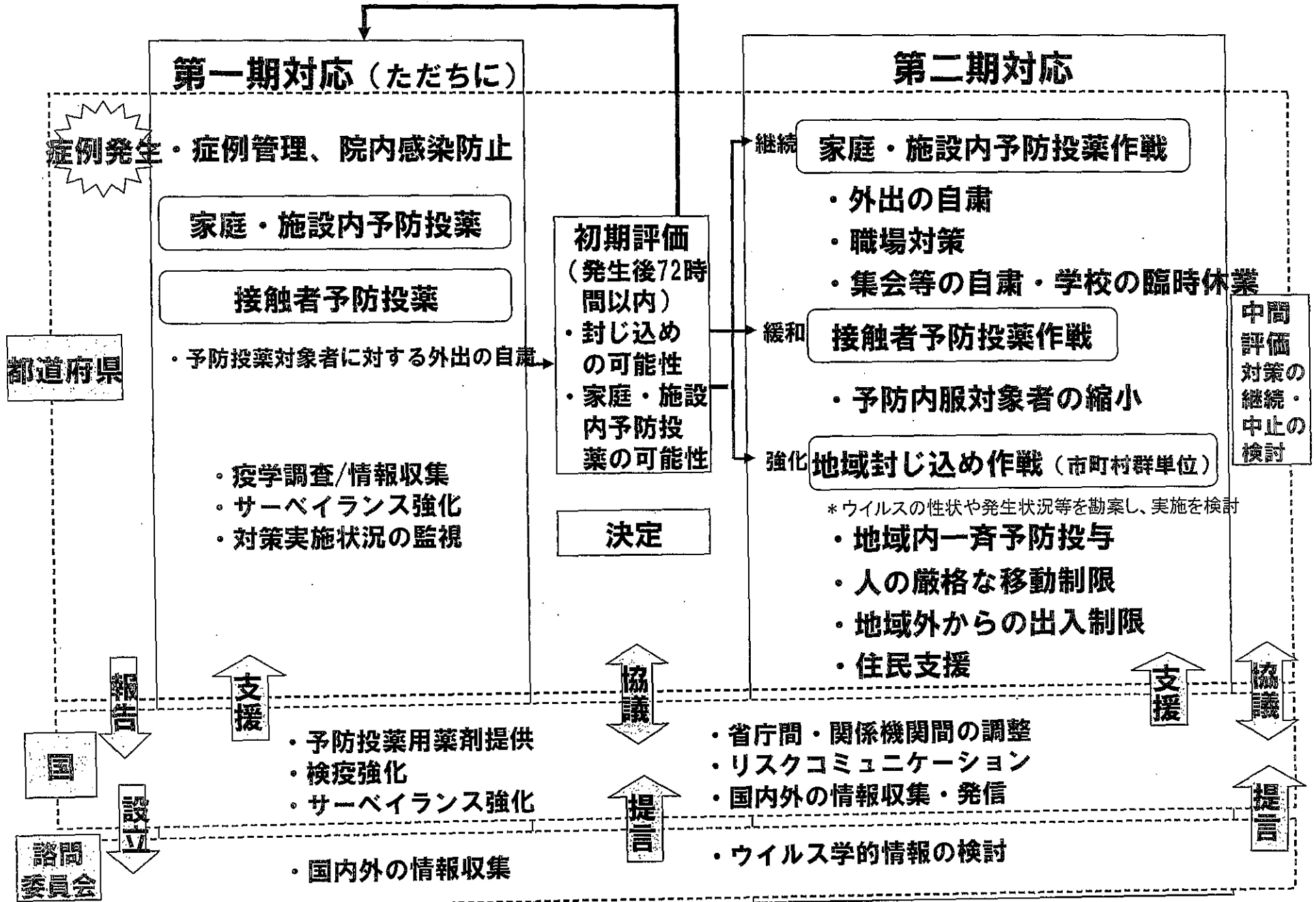


新型インフルエンザ発生初期における
早期対応戦略ガイドライン(概要)

住民への抗ウイルス薬 予防投与方法		目的	抗ウイルス薬 予防投薬対象者
①	家庭・施設内予防投薬	感染拡大防止	症例の家庭・保育施設・学校・職場等内全員
②	接触者予防投薬	個人の発病予防	症例の接触者対象
③	地域内予防投薬	ウイルス封じ込め	市町村(群)内全員
④	薬剤以外の 感染拡大防止策	感染拡大の抑制	感染防止対策、移動制限、学校の臨時休業、職場対策、集会や社会活動の自粛、リスクコミュニケーションなど

- ②+④ 接触者予防投薬作戦：接触者の発症抑制
- ①+②+④ 家庭・施設内予防投薬作戦：地域単位での感染拡大の抑制
- ②+③+④ 地域封じ込め作戦：一定条件を満たした場合の発生地域におけるウイルスの封じ込め

新型インフルエンザ発生初期における早期対応



医療体制に関するガイドライン(概要)

新型インフルエンザ患者が発生し、入院勧告が中止になるまで
感染症指定医療機関等で医療が行われる段階

入院勧告中止前

新型インフルエンザの症状を有する者
及び患者との接触歴、流行国の渡航歴を有する者等

積極的疫学調査

* 国外もしくは都道府県外に新型インフルエンザ患者が発生
した段階で、保健所ごとに発熱相談センターを設置

発熱相談センター*

診療所
感染症指定医療機関以外の病院

保健所

発熱外来**

感染症指定医療機関

結核病床を含む協力医療機関***

新型インフルエンザ
ウイルス(+)

新型インフルエンザ
ウイルス(-)

症状悪化
した場合

入院勧告

入院または自宅(症状に応じて)

**新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者との振り分け

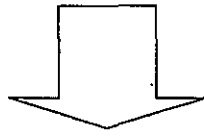
***他の疾患の患者と隔てられた病床や
新型インフルエンザ専用病棟の利用等

新型インフルエンザ患者の数が増加し、入院勧告を中止後、
感染症指定医療機関等以外でも医療が行われる段階

入院勧告中止後

新型インフルエンザの症状を有する者
及び患者との接触歴、流行国の渡航歴を有する者等

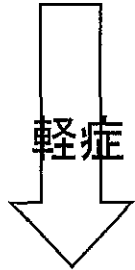
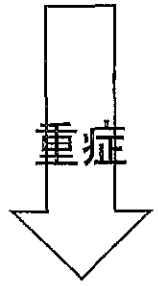
情報提供



発熱外来*

情報提供

* 医療機関以外での感染状況や
診療の人的体制を勘案し、発熱外
来の維持の是非を検討する。



入院診療を行う
全医療機関

自宅
外出自粛
マスク着用

公共施設等
医療機関が、重症患者
で満床となった場合

情報提供

医療機関・医師会・薬局等

保健所

新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降） 医療施設における感染対策ガイドライン【概要】

新型インフルエンザ発生時の医療施設における感染対策の基本的考え方

- ・ 基本的にはフェーズ3までの対策と同様の次の対策を実施
- ・ 標準予防策:すべての患者に適応される基本的な感染対策
- ・ 経路別予防策:接触予防策、飛沫予防策、空気予防策
- ・ 新型インフルエンザ流行に伴い集積される知見に基づき、必要な感染予防策を実施

外来部門

- ・ 新型インフルエンザ患者数なし～少数:来院時の問診強化
増加 :外来トリアージ

急性期の入院病棟部門

- ・ N95マスク(サージカルマスク)、
眼の防護具、手袋、ガウン装着
- ・ 手指衛生
- ・ 環境整備
- ・ 個室管理
- ・ 患者の移動制限、面会制限

長期ケア部門

- ・ 基本的に急性期の入院病棟部門と同様
- ・ 医療施設のスタッフや見舞い客の持ち込みによる施設内新型インフルエンザ流行阻止

在宅ケア

- ・ ケアの提供者と被提供者の間での感染伝播に注意

小児科病棟

- ・ 基本的に急性期の入院病棟部門と同様
- ・ 感染対策遵守度が成人に比べて低く、親子間・小児同士の接触度が高いことに留意
- ・ 精神的なケアに関しては、成人以上に注意

死亡後の対応

- ・ 入院中の新型インフルエンザ患者と同様
- ・ 家族が接触を希望する場合、
家族の感染対策
- ・ 遺体を非透過性バッグに入れて搬送
- ・ 病理解剖を行う場合は感染対策を確実に実施

患者移送

- ・ 移送従事者の安全確保と移送患者の人権配慮
- ・ 全ての経路の感染対策を実施し、移送距離、時間をできるだけ短縮

医療機関における診断のための検査

感染症指定医療機関等

事前準備

- ウイルス輸送培地
地方衛生研究所においてPBS等を用いた培地を作成
- ウイルス輸送培地の供給
地方衛生研究所より、感染症指定医療機関等へ分配供給
- ウイルス輸送培地の保管
医療機関において、4℃又は-20℃で保管

臨床検体の採取

- 医療従事者の保護
感染予防のためのPPEの準備
- 臨床検体の種類、採取
咽頭吸引液、鼻腔吸引液、血液等
- 検体採取時期
検出対象物に応じた採取時期
- 臨床検体の保管
検体や保管日数に応じた温度、培地
- ラベリング
感染症サーベイランスシステムによる検査依頼票の使用

検体の輸送

- 検体の容器基準、表記方法
検体が外部に漏れない3層構造の容器
- 検体の表記、輸送手段
WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」に準じた輸送

届出・報告

届出・報告

届出・報告

保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等

新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン(概要版)

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
接種準備開始時期	フェーズ4A宣言直後	フェーズ4以降、製造終了次第
対象者	医療従事者 社会機能維持者等(※1)	全国民(ただし製造量に一定の限界がある場合は※2の通り)
供給及び接種体制	各省庁・都道府県からの実施計画を受け、厚生労働省は接種対象者と順位を決定。フェーズ4A宣言後、正式に決定	厚生労働省はパンデミックワクチン製造中に新型インフルエンザウイルスの性質に基づき、接種対象者と順位を決定
実施主体	都道府県	市町村(医療従事者、社会機能維持者等に対しては都道府県)
接種方法	集団接種	
接種場所	保健所や保健センターなど(ただし、医療従事者は自らの医療機関にて接種可。社会機能維持者において、当該事業所内に診察が可能な施設を有する場合は当該事業所内での接種可)	

※1

社会機能維持者とは以下の群である

- ①治安を維持する者
- ②ライフラインを維持する者
- ③国又は地方公共団体の危機管理に携わる者
- ④国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者
- ⑤ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者

※2

	新型インフルエンザウイルスが成人に重症者が多いタイプのウイルスの場合	新型インフルエンザウイルスが高齢者に重症者が多いタイプのウイルスの場合
死亡者を最小限にすることを重視	①医療従事者・社会機能維持者等 ②医学的ハイリスク者 ③成人 ④小児 ④高齢者	①医療従事者・社会機能維持者等 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④小児 ⑤成人
我が国の将来を守ることを重視(要検討)	①医療従事者・社会機能維持者等 ②小児 ③医学的ハイリスク者 ④成人 ⑤高齢者	①医療従事者・社会機能維持者等 ②小児 ③医学的ハイリスク者 ④高齢者 ⑤成人